

令和 8 年度星溪園の魅力向上社会実験庭園演出業務委託  
仕様書

1 業務委託名称

令和 8 年度星溪園の魅力向上社会実験庭園演出業務委託

2 本業務の目的

令和 8 年度星溪園の魅力向上社会実験庭園演出実施業務（以下「本業務」という。）は、  
公民連携まちづくりが推進される星川周辺において、星川通りから続くウォークブル空  
間の一つとして、散策の目的地とするための実証実験をするにあたり、庭園の演出に関す  
る事業者を選定しその効果を検証することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 1 0 日までとする。

4 履行場所

星溪園（熊谷市鎌倉町 3 2 番地）

5 業務内容

ア 開催期間 令和 8 年 1 1 月 2 0 日（金）から令和 8 年 1 2 月 2 6 日（土）  
但し星溪園の休園日を除く

（ア）ライトアップ

a. 実施日 1 3 日間（金・土（翌日が休日となる一部日曜日を含む））

1 1 / 2 0（金） 2 1（土） 2 2（日） 2 7（金） 2 8（土）

1 2 / 4（金） 5（土） 1 1（金） 1 2（土） 1 8（金） 1 9（土） 2 5（金） 2  
6（土）

b. 設置時間 午後 4 時から午後 7 時（午後 7 時半には閉園）

c. ライトアップの仕様に関しては、ライトアップに関する市民を対象としたワーク  
ショップ（8 月～ 1 0 月に実施予定）での成果物を取り入れることとするため、  
別途公募を実施し選定するワークショップ事業者と 8 月半ばまでに調整をする  
こと。

d. その他

- ・庭園内ライトアップの平面図を作成し、設置場所、電飾の種類、数量を明記す  
ること。
- ・ライトアップに必要な電源を確保すること。
- ・電飾設置にあたっては風等で落下することの無いよう設置すること。

- ・電飾の熱で火災が発生することの無いよう電飾の種類、配置には留意すること。
- ・夜間の園内で来場者が配線につまずくことのないよう十分注意するとともに、園内2名以上の警備員の配置をすること。
- ・電飾のスイッチの操作をすること。

(イ) ミスト

- a. 実施期間 令和8年11月20日(金)から令和8年12月26日(土)
- b. 発生時間 午前10時から喫茶終了時間まで30分毎10分間
- c. その他
  - ・ミスト発生機器の選定をすること。
  - ・ミスト発生のための平面図を作成し、電源、機器設置場所、数量を明記すること。
  - ・機器の設置は風等で落下することのないよう固定すること。

イ. 喫茶運営に関する協力

別途公募を行い選定する星溪園内喫茶運営事業者と以下の協力を行うこと。

- (ア) 松風庵内を含む庭園内に休憩のための机、イスを設置すること。
- (イ) 喫茶運営事業者と売り上げ等の報告に関する協定を結ぶこと。

ウ. その他

- (ア) 喫茶運営事業者と連携し星溪園社会実験にかかる広報、来場者アンケートを実施すること。
- (イ) 喫茶運営を含めた社会実験に関する成果報告書を作成すること。
- (ウ) ライトアップ、ミストにかかる光熱水費は市の負担とする。

6 契約に係る要件

本仕様に記載されていない事項であっても、業務上必要と認められる場合はその都度協議し実施していくこととする。

7 その他事項

本仕様に定めのない事項や疑義が発生した場合は、別途協議するものとする。